

第6期（H27～29）介護保険料のお知らせ

介護保険料が見直されました 皆様のご理解とご協力を

介護保険制度は、平成12年度から始まり、これまでに15年が経過いたしました。制度開始の当初から3年毎に事業計画を策定し、第1号保険料（65歳以上の方）も見直してまいりました。

当町の状況は、高齢化率の上昇や介護認定者数が増加して来ておりますが、第4期（平成21年度～23年度）までは、基準保険料を3,000円以下としていたところではありますが、第5期計画（平成24年度～26年度）においては、基準保険料を3,000円から4,000円と1,000円値上げいたしました。

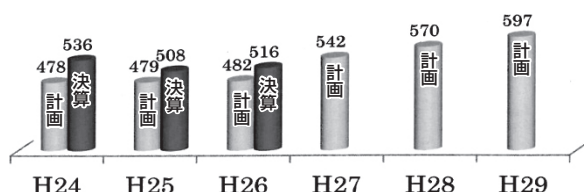
しかし、第5期計画（平成24年度～26年度）の3年間は、さらに計画を上回る給付費の伸びとなっており、介護保険給付費準備基金もないことから、北海道の財政安定化基金から借入（3年間で3,340万円）をして、対応いたしました。

この借入金は、本来第6期の保険料で賄わなければなりません、これを保険料に上乗せするとさらに高いものとなってしまいます。

そこで今回は特例として、町議会での審議を経て、北海道からの借入額と同額（3,340万円）を一般会計から介護保険会計へ繰り入れし、第6期の保険料へは、上乗せしないことといたしました。

●介護費用の推移と推計について（単位：百万円）

区分	第5期			第6期（推計）		
	H24	H25	H26(見込)	H27	H28	H29
計画	478	479	482	542	570	597
決算	536	508	516			



しかし、第6期計画（平成27年度～29年度）における3年間の介護サービスに係る費用の推計に基づき、積算した結果、基準保険料では、5,300円（第5期は4,000円）となり1,300円の上昇となりますが、町としてもできる限りの軽減策を講じたので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

☆介護給付費適正化にご協力ください☆

もし介護が必要となっても、介護サービスを利用することで、自立した生活を送ることができます。しかし、必要以上のサービス利用は、自立した生活と反対の結果をまねいたり、介護保険料や利用料の増加を招いてしまう恐れもあります。

不適切なサービスの利用を無くし、本当に必要なサービスを選ぶことが、要介護者の自立と介護保険の安定した運営に繋がります。

皆さんが住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、そして、誰もが安心できる制度を続けていけるよう、介護保険の正しい理解と利用にご協力ください。